

広島県選挙管理委員会告示第五十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、安芸太田町選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十四年十月十五日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

施設の名称	所在地	指定年月日
安野ふれあいセンター	山県郡安芸太田町大字穴八九四番地一	平成二十四年九月二四日